

抜粋

## 序 章 (案)

－ 基本計画の見直しにあたって －

こちらの序章は、ご意見をいただく対象ではありません。  
後期基本計画(案)をご覧ください。ご参考資料ですので、ご注意ください。



# 目次

<b>■序章 基本計画の見直しにあたって</b> .....	- 1 -
<b>1 見直しの目的</b> .....	- 1 -
<b>2 見直しの範囲・期間</b> .....	- 1 -
<b>3 見直しの基本方針</b> .....	- 1 -
<b>4 見直しの背景</b> .....	- 3 -
(1) 社会情勢の変化への対応.....	- 3 -
①雇用・経済情勢や震災などの影響.....	- 3 -
②将来人口推計の変化による影響.....	- 3 -
(2) 前期基本計画の進捗状況の検証 .....	- 3 -
①目指す姿の進捗度・指標の達成度.....	- 3 -
②市民満足度調査の結果.....	- 4 -
③総合計画審議会での検証結果の反映 .....	- 4 -
<b>5 見直しの基礎条件</b> .....	- 5 -
(1) 将来推計人口と世帯数の推移.....	- 5 -
(2) 財政の見通し.....	- 7 -
①一般財源の収支.....	- 7 -
②経常的な歳入.....	- 8 -
③経常的な歳出.....	- 9 -
④経常収支比率.....	- 9 -
⑤実質公債費比率.....	- 10 -
⑥市債残高の推移.....	- 10 -
<b>6 総合計画の役割と位置付け</b> .....	- 11 -
(1) 策定の目的.....	- 11 -
(2) 計画の役割と位置付け.....	- 11 -
①基本構想.....	- 11 -
②基本計画.....	- 11 -
<b>7 総合計画の構成と計画期間</b> .....	- 12 -
(1) 総合計画の構成.....	- 12 -
(2) 計画期間.....	- 13 -
①基本構想.....	- 13 -
②基本計画.....	- 13 -
<b>8 後期基本計画の構成と進行管理</b> .....	- 14 -
(1) 基本計画の構成.....	- 14 -
(2) 基本計画のレイアウト.....	- 15 -
(3) 基本計画の進行管理方法の明確化と見直し.....	- 15 -
<b>9 総合計画の体系</b> .....	- 17 -
<b>10 後期基本計画の見方</b> .....	- 19 -

# 序章 基本計画の見直しにあたって

## 1 見直しの目的

基本計画の見直しについて、基本構想の第2章「第5次生駒市総合計画の構成と期間」では、「今後の社会環境の変化に対応していくため、計画は5年間とし、中間見直しを行った上で後期計画を策定することとします。」としています。

また、見直し前の基本計画の小分野1-(4)-①「行政経営」では、行政の役割分担として、「市民ニーズに基づき、効率的な行政運営を行う」、「総合計画の適切な進行管理を図る」とあり、行政の今後5年間の主な取組として、「総合計画の進行管理について市民が参加できる仕組みを構築します。」、「市民や利用者のニーズに即した行政サービスを提供するため、定期的に満足度調査を実施します。」としています。平成22年度と平成24年度に実施しました市民満足度調査結果から前期基本計画の各指標の動向や目指す姿の実現状況を把握し、市民が参加する生駒市総合計画審議会（生駒市総合計画推進市民委員会・生駒市総合計画推進懇話会）において計画の進捗状況を検証、分析することで、計画の進行管理を行ってきました。

これらを踏まえ、平成26年度を見直し年次とする基本計画について、第5次総合計画の着実な推進を図るため、社会情勢等の変化や政策・施策成果の評価検証を踏まえた見直しを行いました。

## 2 見直しの範囲・期間

第5次総合計画は、まちづくりを行う指針として、まちづくりの基本理念や将来都市像、その実現に向けた施策の大綱を定めた「基本構想」と、基本構想で定めたまちづくりの理念と将来都市像を実現するため、市民・事業者・行政の役割分担や各分野で取り組むべき施策を体系的かつ具体的に示す「基本計画」で構成しています。

今回の見直しは、このうち基本計画について行うもので、見直し後の計画期間は、計画の実効性を高めるため、市長任期に合わせて平成26年度から平成29年度までの4年間とします。

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
基本構想 【10年】	基本構想									
基本計画 【5→4年】	前期基本計画					後期基本計画				

前期基本計画を見直し、  
今回新たに策定する計画

### 3 見直しの基本方針

基本構想に掲げた将来都市像「市民が創る めくもりと活力あふれるまち・生駒」の実現に向けた取組の強化を基本計画見直しの基本方針とします。見直しに当たっては、前期基本計画をベースとして、計画の構成やレイアウト等の基本的なフレームワークは、前期基本計画のものを踏襲することとします。

このため、将来都市像の実現に向けた、戦略的アプローチを『持続可能なまちづくり（サステイナブル都市）への取組』と定め、社会、環境、経済の3つの側面（トリプルボトムライン）がバランスよく発展のとれたサステイナブル都市を目指して、平成29年度までの4年間で取り組む施策の重点化や事業の選定等に反映します。

#### <戦略的アプローチ>

#### 持続可能なまちづくり（サステイナブル都市）への取組

限られた財源で効率的かつ効果的な行政運営を図るために「選択と集中」を明確にするとともに、基本計画の実効性をさらに高めるために、「基本構想」に掲げた25の施策の大綱のうち、「社会安定」「環境保全」「経済的豊かさ」のトリプルボトムライン強化の観点から次の7つを重点施策として設定し、うち9つを重点分野として設定しました。

#### <重点施策・重点分野>

##### ■社会安定

- ① まちづくりにおける市民の参画と協働  
111 市民協働
- ② 子育て支援の充実  
212 保育サービス  
213 子育て支援
- ③ 学校教育の充実  
222 学校教育
- ④ 地域で助け合い、支え合う仕組みの整備  
411 地域福祉活動
- ⑤ 医療サービスの充実  
431 医療

##### ■環境保全

- ⑥ 環境配慮社会の構築  
331 3R(リデュース・リユース・リサイクル)  
332 環境保全活動

##### ■経済的豊かさ

- ⑦ 健全で効率的な行財政運営の推進  
144 職員・行政組織

重点施策、重点分野の設定にあたっては、市長マニフェストや市民満足度調査における市民ニーズ、総合計画審議会での検証による前期基本計画の進捗状況等を踏まえて、設定しています。

## 4 見直しの背景

### (1) 社会情勢の変化への対応

#### ①雇用・経済情勢や震災などの影響

わが国の景気や雇用環境と取り巻く状況は、長引くデフレ状況の中で、政権交代に伴って実施された「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」「民間投資を喚起する成長戦略」を内容とする「三本の矢」と呼ばれる一体的な経済政策の効果が表れ、景気については、消費等の内需を中心として回復の動きが広がり、実質 GDP も 4 四半期連続でプラス成長となるとともに、雇用環境についても、有効求人倍率が約 6 年ぶりに 1 倍を回復しています。また、長く続いていたデフレ状況については、平成 25 年 12 月の月例経済報告において約 4 年ぶりにその表現が削除されています。加えて、就業率や物価の上昇がみられるとともに、日本銀行が平成 26 年 1 月に発表した地域経済報告でも、全国 9 つの全ての地域での景気判断に回復の表現がされるなど、景気回復に向けての明るい兆しが見えており、日本経済は力強さを取り戻しつつあります。

しかしながら、海外景気の下振れが引き続きわが国の景気を下押しするリスクとされていることや、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動が見込まれること、平成 25 年度には出生数が過去最少となり人口減少に歯止めがかからないこと、社会保障費の増加が予想されることなど、将来における経済情勢を不透明化する要因もあります。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、未曾有の災害として今もなおわが国に大きな傷跡を残しており、近い将来、東南海地震の発生も予測されることなどから、震災を始めとする自然災害に対する安全対策やインフラの老朽化対策などは各自治体の喫緊の課題となっています。

このように、第 5 次総合計画策定時の社会情勢から大きな変化が見られることを踏まえ、特に本市にとって影響が大きい事項については基本計画全体への影響を考慮するとともに、各分野についても社会制度や社会情勢についての変化を分析したうえで、必要に応じた見直しを行いました。

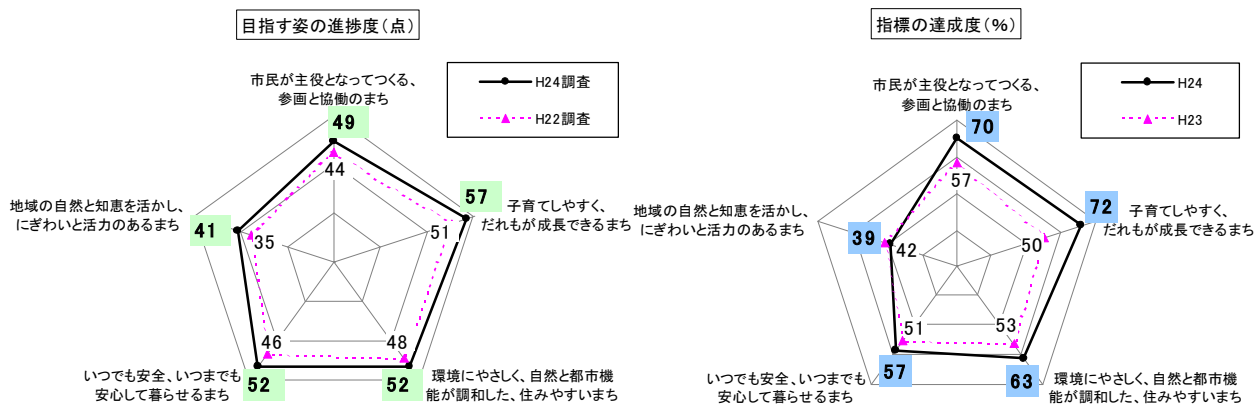
#### ②将来人口推計の変化による影響

全国では人口減少が進む中、本市の人口は、第 5 次総合計画策定時に設定した目標年次である平成 30 年における「概ね 121,000 人」に既に平成 24 年の時点で到達し、その後も引き続いて人口が増加傾向にあることから、実績値の検証をもとに将来人口フレームを見直しました。見直しにあたっては、本市の立地環境や過去の人口移動傾向、今後の開発計画等を踏まえて、コーホート要因法により推計を行いました。

### (2) 前期基本計画の進捗状況の検証

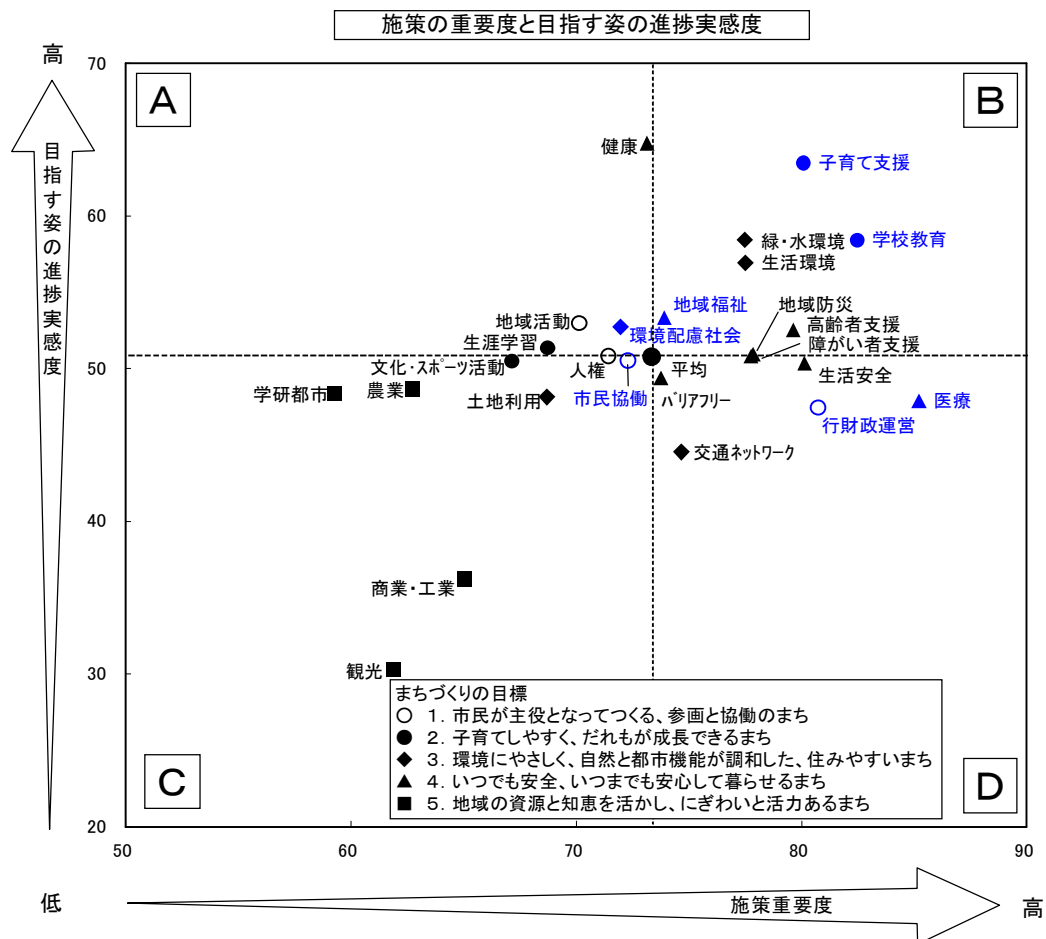
#### ①目指す姿の進捗度・指標の達成度

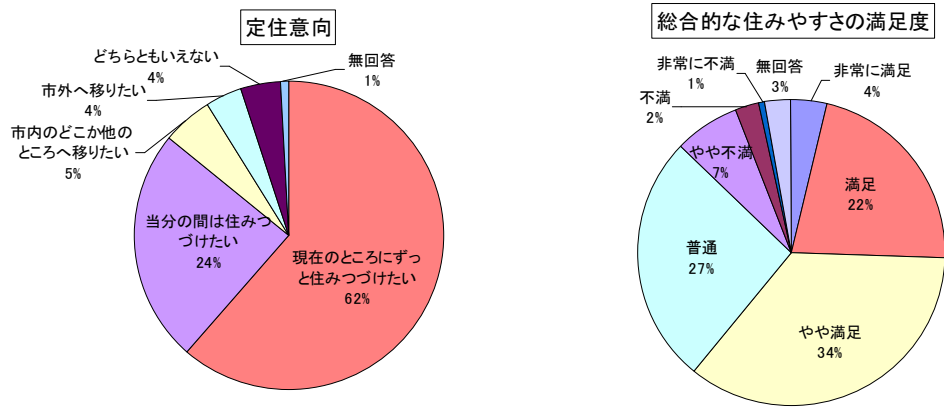
各小分野ごとに設定している目指す姿の進捗度や指標の動向を把握し、施策の進捗状況、課題などを検証しました。



## ②市民満足度調査の結果

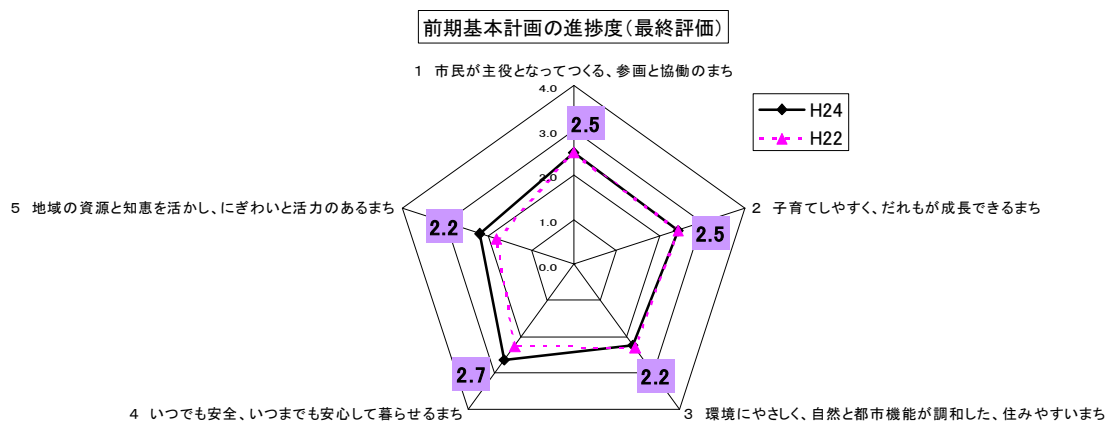
各分野の取組の成果や進捗状況について市民満足度調査を通じて得られた重要度や満足度、目指す姿の進捗度などの市民実感から分析し、各分野の進捗状況の評価及び政策・施策の今後の方向性を検討するための参考としました。





### ③ 総合計画審議会での検証結果の反映

政策・施策成果の評価検証に当たっては、これらの目指す姿の進捗度や指標等をもとに、総合計画審議会での総合的な評価を行ったうえで、施策の内容等の見直しに反映しました。また、指標の目指す値の見直しや指標そのものの見直しについては、検証結果を踏まえ必要に応じて見直しを行いました。



## 5 見直しの基礎条件

### (1) 将来推計人口と世帯数の推移

生駒市は、平成 24 年 10 月 1 日現在で、市全体人口 121,105 人、47,766 世帯となっており、いまだ増加傾向を示しています。人口減少時代の社会潮流の中で、継続して人口増加を続けており、今後 5 年間も大規模開発が予定され、大阪大都市圏のベッドタウンとしての発展が続いています。

人口フレームを見直したところ、平成 30 年には 123,816 人となり、見直し前の 121,441 人よりも約 2,400 人多くなっています。また、世帯数についても今後さらに核家族化や世帯分離の傾向が加速すると見込まれることから、平成 30 年には基本構想の設定数よりも約 5,500 世帯多い 51,551 世帯と予想しています。

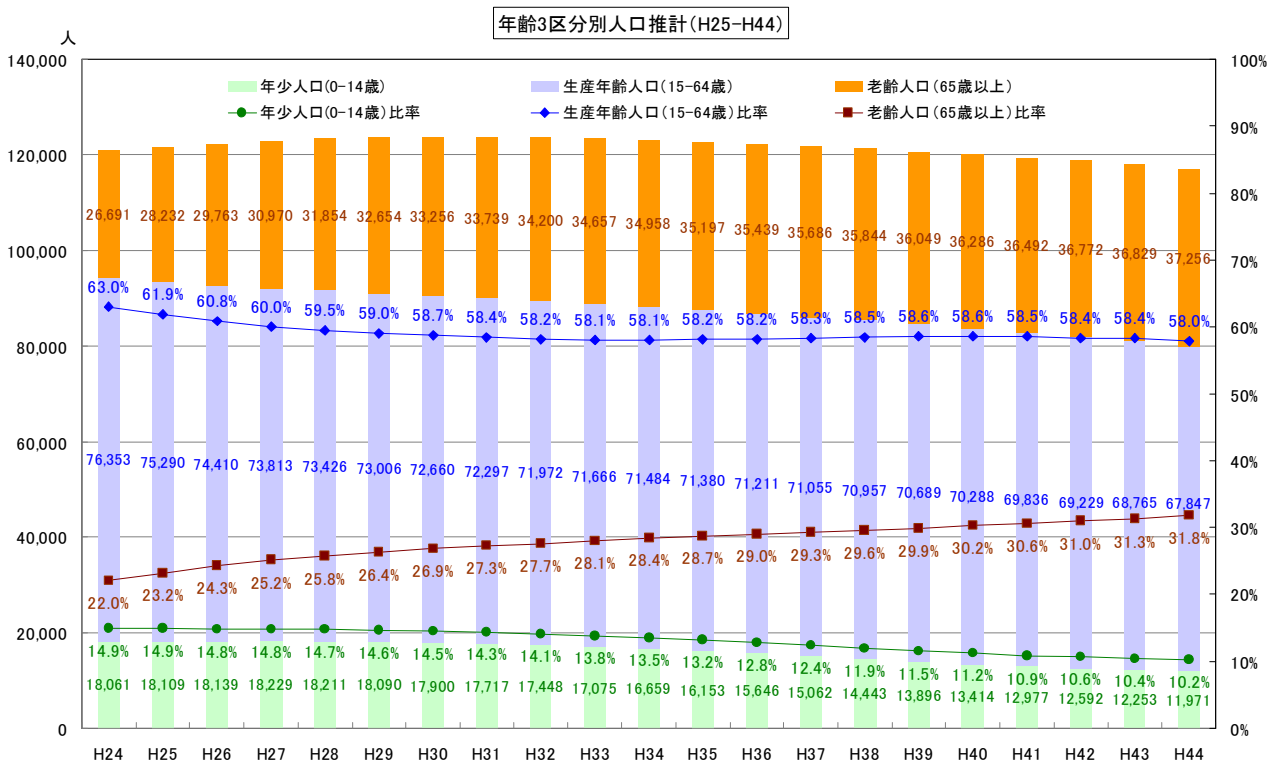
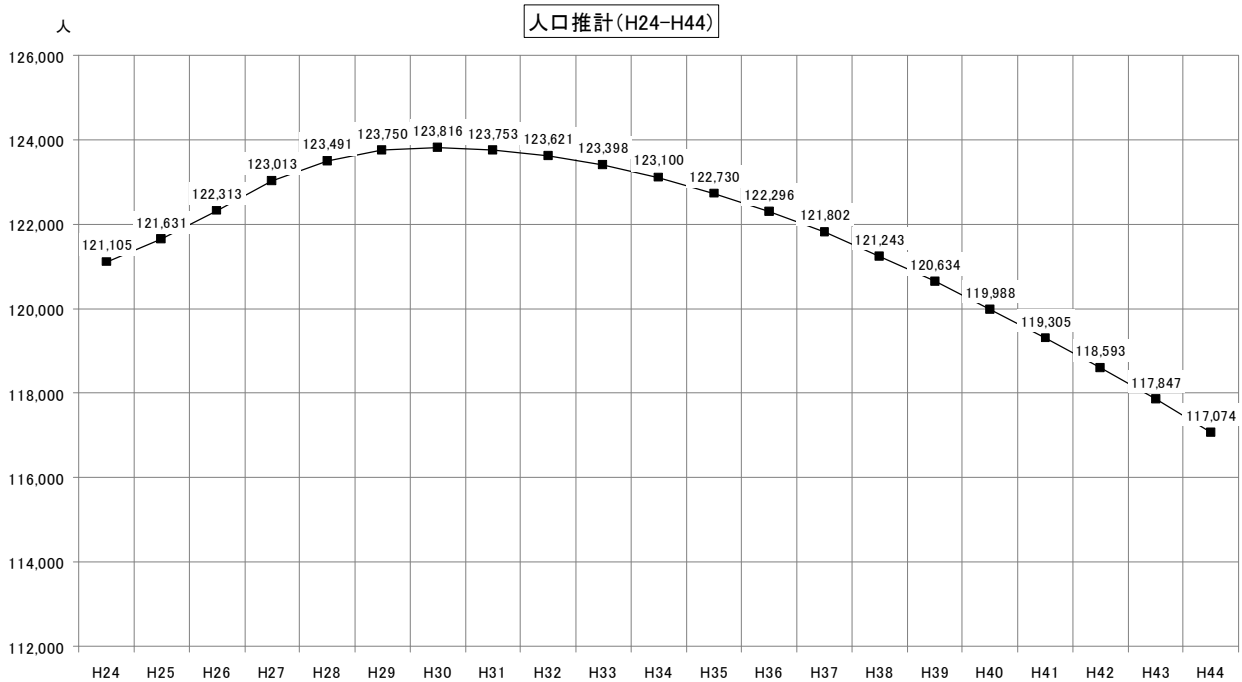
また、年齢別人口構成においても、高齢人口比率は平成 30 年に 26.9% とさらに増加し、年少人口比率は 14.5% で増減はないものの、生産年齢人口比率は 58.7% と基本構想

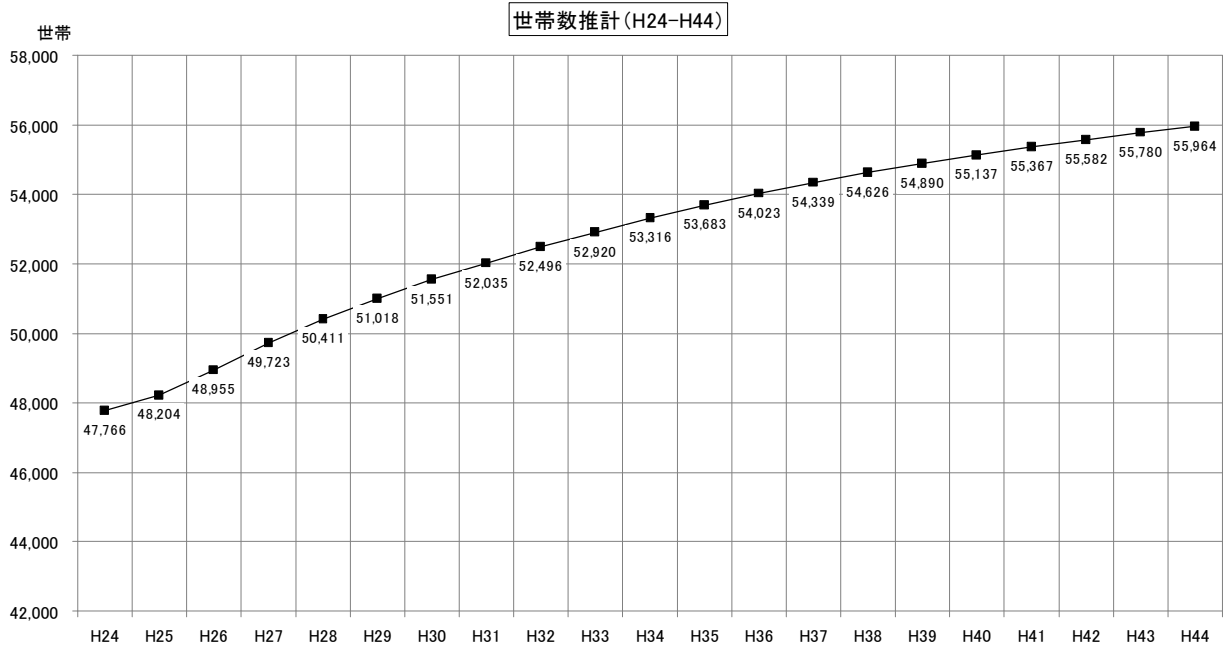


の設定値よりさらに減少するなど、高齢化がさらに進むことが予想されます。

この人口フレームと現総合計画の設定人口を比べると、計画の策定後約3年が経過した段階において、計画の設定人口と世帯数を実績値がすでに上回っており、今後の分野別行政計画におけるフレームの設定において支障をきたす恐れがありました。

したがって、総合計画基本計画の見直しにおける将来人口（平成29年）の設定にあたっては、新たに設定した人口フレームを後期基本計画の推計人口の設定値（平成29年に123,750人）とし、基本計画を策定しました。





## (2) 財政の見通し

### ①一般財源の収支

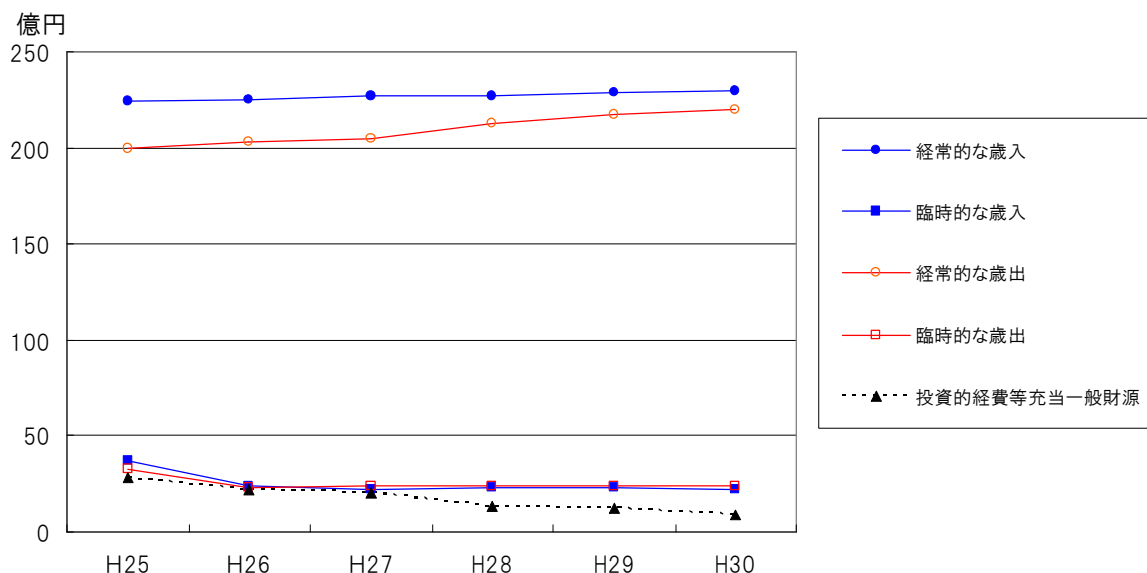
今後5ヶ年の財政状況の見通しを明らかにするため、中期財政計画を毎年度策定しています。平成25年度中期財政計画（平成26年度～平成30年度）の試算では、市税や地方譲与税等の一般財源は増加傾向にあるものの、経常的な歳出は歳入のそれを上回って増加する傾向にあり、投資的経費等に充当できる一般財源は、徐々に減額していくと見込んでいます。

**一般財源収支及び投資的経費等充当一般財源の見込み**

(単位:百万円)

	H25(参考)	H26	H27	H28	H29	H30
歳入	26,106	24,834	24,872	24,977	25,215	25,260
経常的な歳入	22,445	22,460	22,671	22,722	22,949	23,036
臨時的な歳入	3,661	2,374	2,201	2,255	2,266	2,224
歳出	23,257	22,615	22,867	23,692	24,035	24,333
経常的な歳出	19,956	20,268	20,509	21,326	21,668	21,964
臨時的な歳出	3,301	2,347	2,358	2,366	2,367	2,369
投資的経費等に充当できる一般財源 (歳入－歳出)	2,849	2,219	2,005	1,285	1,180	927

\*H25は11月時点の計画額です。



## ② 経常的な歳入

経常的な歳入のうち市税については、内閣府の試算（「中長期の経済財政に関する試算」（参考ケース）平成 25 年 8 月）を踏まえ、今後緩やかな経済成長に推移するとして試算した個人市民税や法人市民税の増収等により、市税全体としては増加傾向となっています。また、平成 26 年 4 月及び平成 27 年 10 月の消費税率の改定により地方消費税交付金が増加することから、経常的な歳入全体では増加傾向になると見込んでいます。

### 経常的な歳入

(単位:百万円)

	H 25(参考)	H 26	H 27	H28	H29	H30
市税	15,353	15,393	15,647	15,957	16,087	15,956
個人市民税	8,386	8,339	8,714	8,975	9,065	9,156
法人市民税	600	608	719	741	748	755
固定資産税	5,777	5,860	5,640	5,679	5,723	5,505
軽自動車税	102	104	106	108	111	113
市たばこ税	488	482	468	454	440	427
特別土地保有税	0	0	0	0	0	0
地方譲与税等*	1,320	1,499	1,940	2,433	2,432	2,432
地方特例交付金	95	92	92	92	92	92
普通交付税	3,303	2,857	2,668	2,139	2,237	2,455
使用料・手数料	32	35	36	37	37	37
その他の収入	64	64	64	64	64	64
臨時財政対策債等	2,278	2,520	2,224	2,000	2,000	2,000
計	22,445	22,460	22,671	22,722	22,949	23,036
対前年度伸び率	-	100.1%	100.9%	100.2%	101.0%	100.4%

\* 地方譲与税等には、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、交通安全対策特別交付金を含んでいます。

\* H25 は 11 月時点の計画額です。

### ③ 経常的な歳出

経常的な歳出のうち義務的経費については、行政改革大綱の推進により職員数の削減に伴って人件費が減少するものの、毎年度約 3%の社会保障費の伸び等を勘案すると、人件費の減少分を上回る扶助費の増加が見込まれることから、義務的経費全体では増加すると見込んでいます。

また、その他の経費でも、病院事業会計への負担金が平成 28 年度から本格的に始まることから補助金等が増加するとともに、介護保険特別会計や後期高齢者医療特別会計への繰出金も増加することから、経常的な歳出全体では増加傾向となります。

経常的な歳出

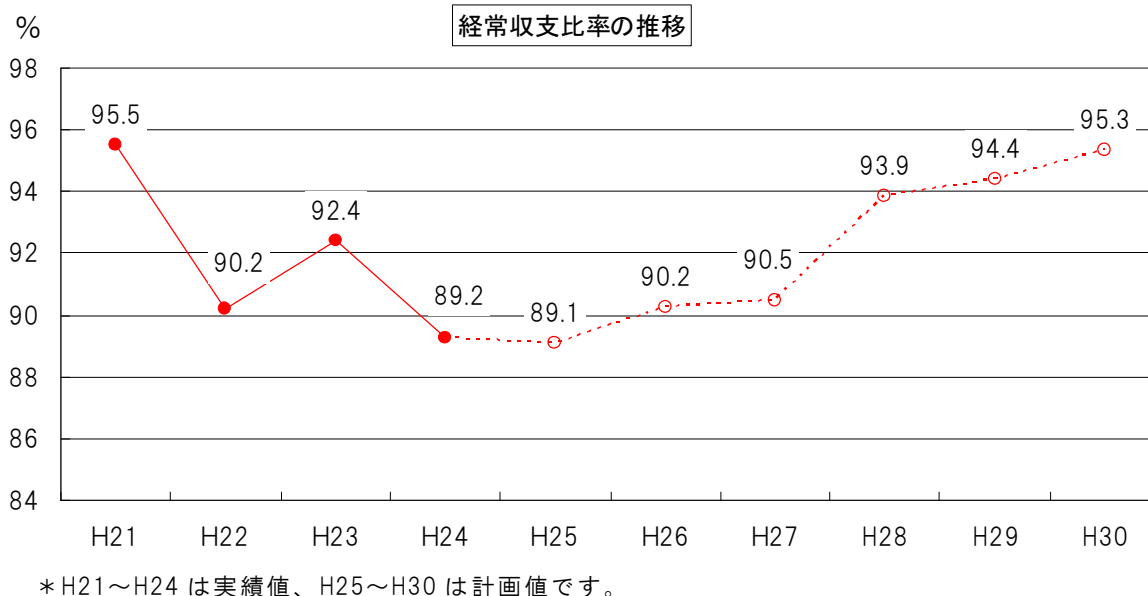
(単位:百万円)

	H 25(参考)	H 26	H 27	H28	H29	H30
義務的経費	12,380	12,330	12,136	12,496	12,468	12,680
人件費	6,592	6,761	6,608	6,840	6,496	6,544
退職金	432	528	576	840	672	744
扶助費	2,284	2,498	2,666	2,764	2,865	2,921
公債費	3,504	3,071	2,862	2,892	3,107	3,215
その他の経費	7,576	7,938	8,373	8,830	9,200	9,284
物件費	4,148	4,378	4,540	4,709	4,732	4,755
維持補修費	237	252	260	268	268	268
補助費等	768	796	875	1,001	1,251	1,262
繰出金	2,423	2,512	2,698	2,852	2,949	2,999
計	19,956	20,268	20,509	21,326	21,668	21,964
対前年度伸び率	-	101.6%	101.2%	104.0%	101.6%	101.4%

\*H25 は 11 月時点の計画額です。

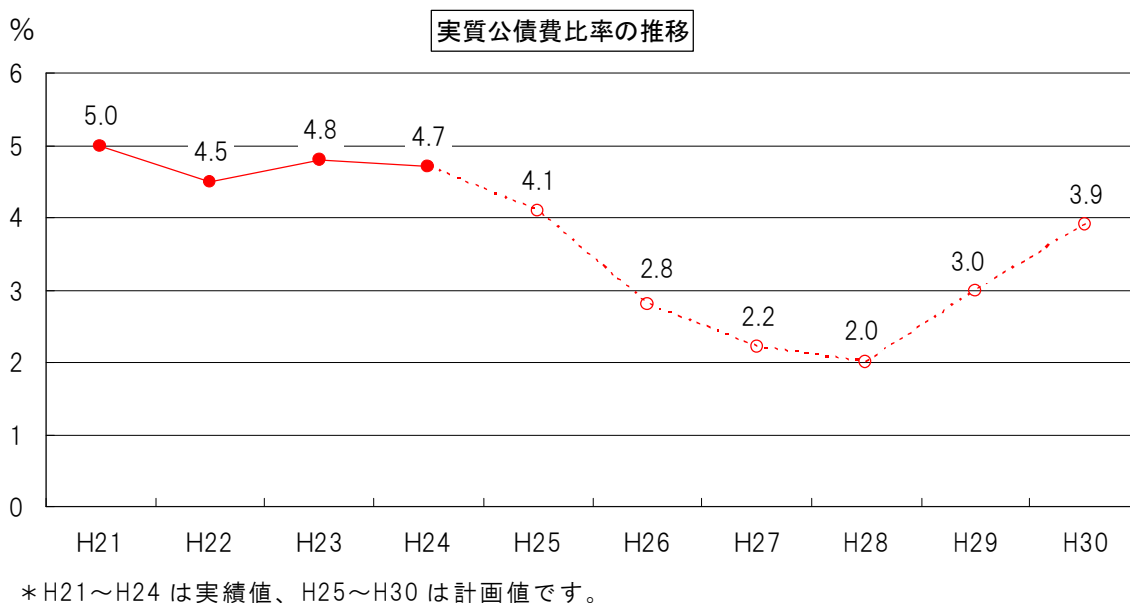
### ④ 経常収支比率

次に財政指標をみると、財政の弾力性を判断する経常収支比率では、平成 25 年度まで改善傾向にありましたが、平成 26 年度以降は収入が増えるものの、それ以上に介護や医療などの社会保障費の増加が見込まれることから、比率は上昇していく傾向にあります。特に平成 28 年度以降は一般会計から病院事業会計への負担金の影響から比率の悪化が見込まれます。



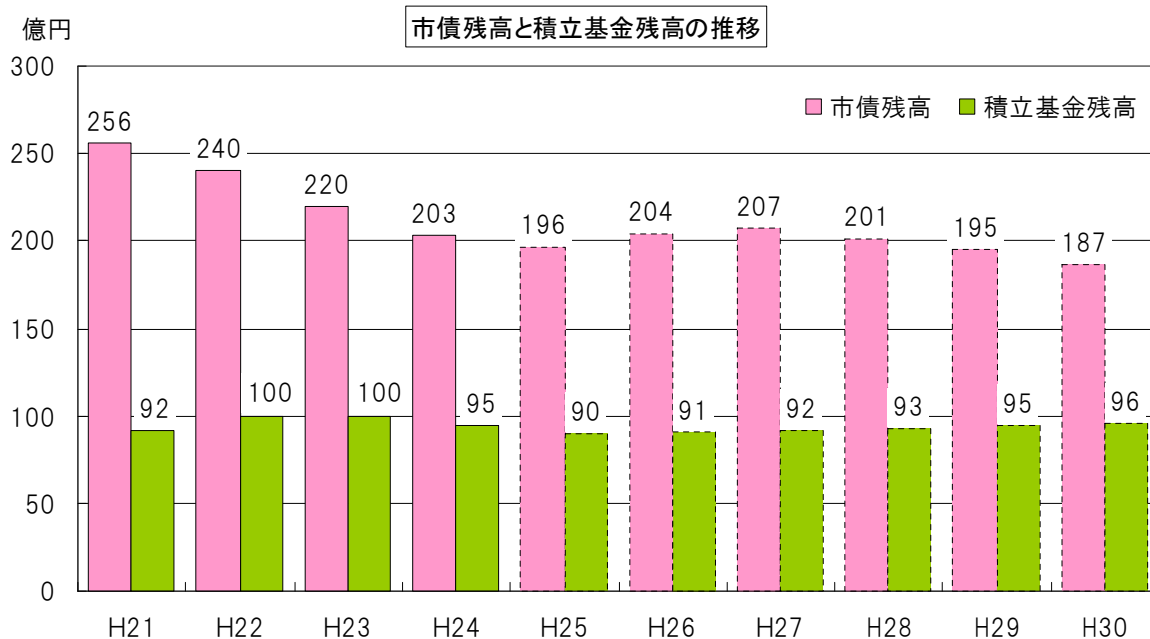
⑤実質公債費比率

収入に対して借金の返済額がどの程度の割合かを測る実施公債費比率については、平成 28 年度までは改善傾向にありますが、平成 29 年度以降は、病院事業会計の病院事業債の償還金が増えることから、毎年度 1.0 ポイント程度の上昇（悪化）が見込まれます。



⑥市債残高の推移

市債残高については、ここ数年建設事業費に係る市債の借入が減ってきていることや支払利子総額の縮減のため繰上償還を積極的に行っていることなどから、減少傾向にあります。ただし、平成 26、27 年度においては投資的経費の増大に伴う市債借入れの増加が見込まれることから平成 29 年度から一時的に増加し、その後減少すると見込んでいます。



## 6 総合計画の役割と位置付け

### (1) 策定の目的

総合計画については、法的な策定義務が廃止されたものの、生駒市の将来のあり方を展望し、市民にまちづくりの中長期的なビジョンを示すとともに、総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すため、今後もまちづくりの基本指針として必要であると考えことから、引き続き策定することとします。

### (2) 計画の役割と位置付け

従来は、計画体系の中で基本構想と基本計画の役割が明確ではありませんでしたが、次期総合計画からは、計画体系を整理し、基本構想を「生駒市のビジョン」、基本計画を「行政運営のプラン」と位置付け、それぞれの計画の役割を明確化します。

#### ① 基本構想

基本構想は、地域を構成する市民、事業者、行政等全ての主体が共有する生駒市のまちの将来ビジョンを描くとともに、その将来ビジョンを実現するためのまちづくりの指針となるもので、地方公共団体が実現を目指す構想と位置付けます。そのことから、基本構想は、長期的な将来ビジョンとして、4年ごとの市長改選の影響を受けないものとしします。

#### ② 基本計画

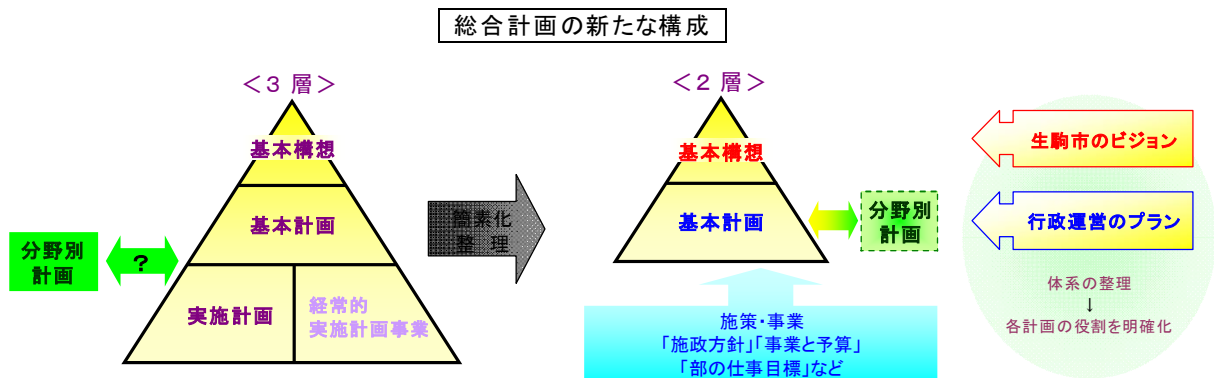
基本計画は、市長が任期の期間内において、基本構想に描かれた将来ビジョンを実現するために、行政分野ごとに目標とする目指す姿や行政が重点的に取り組む施策を示したもので、自治体経営を進める上で指針となる行政の取組計画と位置付けます。

総合計画	位置付け	役割
基本構想	生駒市のビジョン (地方公共団体が目指す構想)	市民、事業者、行政が協働してまちづくりを行う指針となるもの
基本計画	行政運営のプラン (行政が取り組む計画)	市長が任期中に基本構想で目指すまちづくりを進めるために、分野ごとに目標とするまちの姿や行政が重点的に取り組む施策を示したもの

## 7 総合計画の構成と計画期間

### (1) 総合計画の構成

平成 26 年度以降の第 5 次総合計画は、急激に変化する社会経済状況に迅速かつ柔軟に対応できるように、従来の 3 層構成から 2 層構成に簡素化します。



構成を見直す主な理由は以下のとおりです。

- ①生駒市におけるまちづくりの最高規範である自治基本条例第 19 条第 1 項において、「基本構想及びそれに基づく基本計画を総合計画という。」と定義されていること。
- ②実施計画については、従来から一定の事業費以上の事務事業に限定して策定してきた計画であり、全分野をカバーする総合計画の最下層を構成する計画とはなっていない現状（28 分野／51 分野）にあったこと。
- ③基本計画の計画期間を後述のとおり 5 年から 4 年に短縮するにより実施計画の計画期間（3 年）と大部分が重複すること。
- ④社会経済状況の急激な変化に即応するため、より適宜適切なタイミングで事業を企画立案し、予算編成プロセスを簡素化し、実施に向けてスピーディに着手することで、事業実施までのコスト縮小（毎年度ローリング方式での策定に係る業務負担や時間的コスト）と事業成果を効果的に発揮できるよう、実施計画を廃止することとする。
- ⑤従来、分野別計画（都市計画マスタープランやハートフルプラン等）については、3 層の総合計画との関係性について明確でなかったが、実施計画の策定を取り止めることによって、自治基本条例第 19 条第 2 項に規定するとおり、基本計画に即して分野別計画を策定するようになり、分野別計画と基本計画の関係性を明確にすることができる。

なお、この構成の変更に伴い、これまで事業実施の可否を判断するために予算査定の前裁きとして機能してきた実施計画がなくなるため、代替の制度として、新規事業等について実施の可否を判断する行政内部の仕組みを新たに作って対応することとします。

## (2) 計画期間

### ① 基本構想

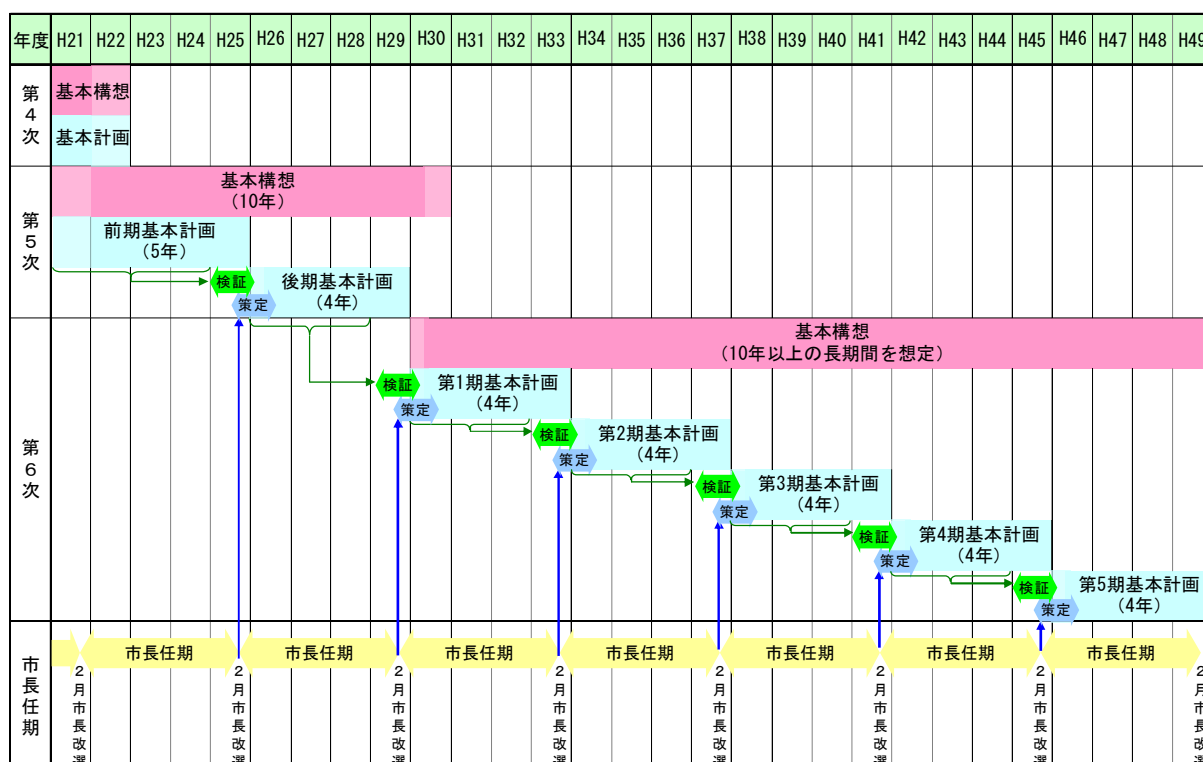
基本構想は、その役割を「生駒市のビジョン」と位置付けたことから、市長改選による計画の変更は生じにくいものとなり、長期に目指すまちづくりの方向性を示す普遍的な計画と位置付けられることから、計画期間については従来よりも長期に設定する（10年以上）など、次期構想の策定時に再検討することとします。

### ② 基本計画

基本計画は、その役割を「行政運営のプラン」と位置付けたことから、市長が掲げたマニフェストを計画に反映させることで、計画の実効性を高めるために、計画期間（行政サイクル）を市長任期（政治サイクル）に一致させて4年毎とします。

総合計画	計画期間	次期計画の期間
基本計画	4年	後期基本計画：平成26年度～平成29年度

総合計画の計画期間と市長任期の連動





## 8 後期基本計画の構成と進行管理

### (1) 基本計画の構成

後期基本計画の策定に当たっては、前期基本計画を基本的に踏襲したスタイルとします。

ただし、これまで平成 22、23、24 年度の 3 年間進行管理を行った結果、「目指す姿」と「指標」の連動が不明確であったり、「役割分担」と「行政の取組」の対応が不完全であったりするなど、構成要素の互いの連動や関係性の整理が必要なことが分かりました。また、基本構想とともに基本計画についても議会の議決対象となったことから、項目を整理し、議決対象となる項目を明確にする必要が出てきました。

これらを踏まえ、市民により分かりやすい計画とするため、「目指す姿」「役割分担」「行政の取組」の 3 項目に絞ったシンプルな構成とします。

「目指す姿」については、アンケート調査の設問事項において、その実現度合いを測ることを前提として、4 年後の計画目標年度に実現を目指すまちの姿を「4 年後のまち」として具体的に分かりやすく示すこととします。

また、「役割分担」については、行政だけがまちづくりの主体ではなく市民、地域、事業者も協働してまちづくりに参画する役割があることを周知する意味で意義があること、また、市民 1 人からでも参画できることを示す必要があることから、「市民 1 人でできること」「市民 2 人以上でできること」「事業者でできること」に区分して明記します。行政の役割分担に該当するものについては、「行政の 4 年間の取組」の項目で示すこととします。なお、「行政の 4 年間の取組」については、4 年後のまちの実現に結び付く重点的に取り組む主な取組を掲載します。

#### <基本計画に掲載する項目> ※議決対象

4 年後のまち	<ul style="list-style-type: none"><li>・市民等とまちづくりのイメージを共有するため、各分野における本市が 4 年後に実現を目指すまちの姿を示す。</li><li>・アンケート調査の設問事項として実現度を測れるように、市民がイメージしやすく分かりやすい表現とする。</li><li>・複数の要素を詰め込まないシンプルな内容とする。</li></ul>
市民等の役割分担	<ul style="list-style-type: none"><li>・各主体の区分は、行政以外の役割分担として「市民 1 人でできること」「市民 2 人以上でできること」「事業者でできること」で示す。</li><li>・行政の役割分担については、行政の取組で示す。</li></ul>
行政の 4 年間の主な取組	<ul style="list-style-type: none"><li>・計画期間中に行政が実施する主な取組を示す。</li><li>・「市民・地域活動等・事業者を支援する取組」と「行政が主体的に実施する取組」の区分廃止。</li></ul>

なお、「指標」については、事業レベルの具体的な指標を、施策の方向性を示す基本計画に掲載することは相応しくないと考えられること、また、各分野の進捗状況を測るために設定したものの、目指す姿の市民実感度と評価が乖離している分野が散見されるなど、必ずしも分野の進捗状況を象徴的に表せていないことから、基本計画には掲載し

ないものとしします。

しかしながら、計画を進行管理していく上で、定量的に比較するための指標が必要となることから、「現状と課題」と併せて、基本計画とは別に資料として示します。指標の掲載方法については、実績数値も含めてグラフ化したうえで掲載することとし、従来の「関連データ」の代替とします。指標以外に関連するデータがある場合は、巻末資料として掲載することとします。また、実施計画の廃止に伴って、行政が実施する「具体的な事業」を新たに資料として掲載することとします。

#### <資料として掲載する項目> ※議決対象外

現状と課題	本市における現状と問題点、今後取り組んでいかなければならない課題を示す。
具体的な事業	実施計画の廃止に伴い、新たに行政の取組について具体的な事業や施策を掲載する。
指標	前期基本計画の指標を基本としつつ、進行管理が難しいアウトカム指標については、進捗状況を確実に評価できるアウトプット指標に入れ替えた上で、資料として掲載する。

### (2) 基本計画のレイアウト

前期基本計画では、1分野あたりのページ数をA4版見開き2ページとしていましたが、後期基本計画においても、分かりやすい計画を目指すため、市民や職員が「見やすい計画書」という視点からも引き続きA4版見開き2ページとし、ページレイアウトを規格化することとします。

左ページは議会の議決対象となる「基本計画」部分とし、右ページは基本計画を補完する「資料」部分とします。

規格化に伴って、小分野ごとに掲載する項目は、「4年後のまち」は3つまで、「指標」は3つまで掲載するものとしします。また、「関連データ」に代わって、全ての指標について実績値と目標値をグラフ化して掲載するものとしします。

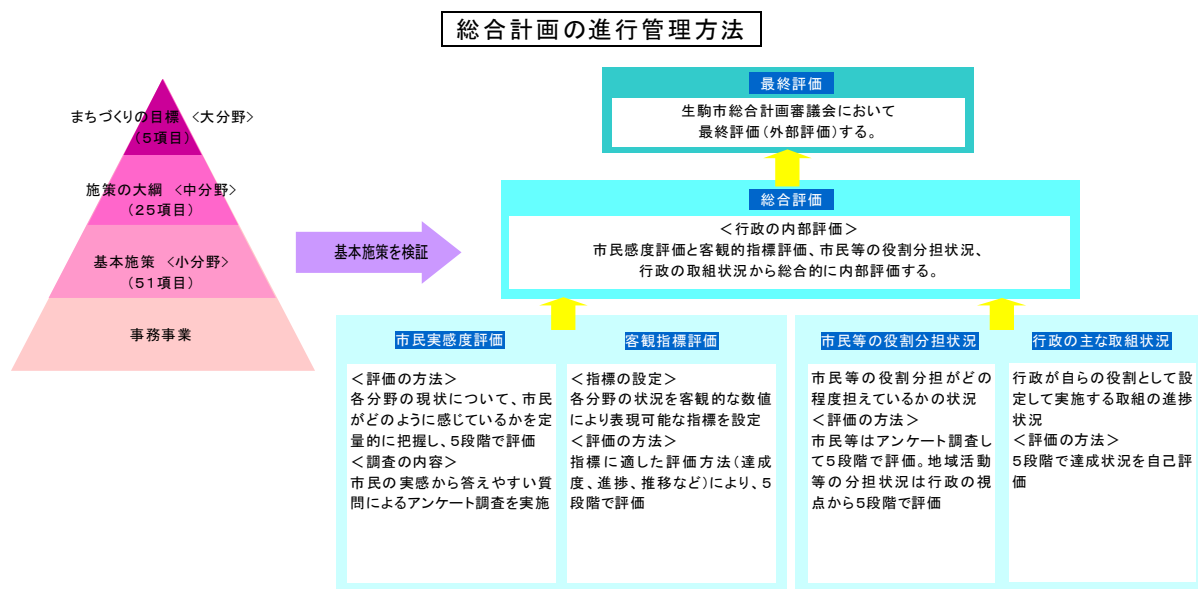
後期基本計画では、計画の進行管理を考慮して、行政の取組と指標等については担当課名を明記することとします。

### (3) 基本計画の進行管理方法の明確化と見直し

後期基本計画については、本計画の着実な推進を図るため、前期基本計画と同様、引き続き毎年度の予算編成前にPDCAサイクルによる進行管理（モニタリング）を行うこととし、基本計画の進捗状況を評価・検証するなどの運用管理方法を次のとおり明確にします。

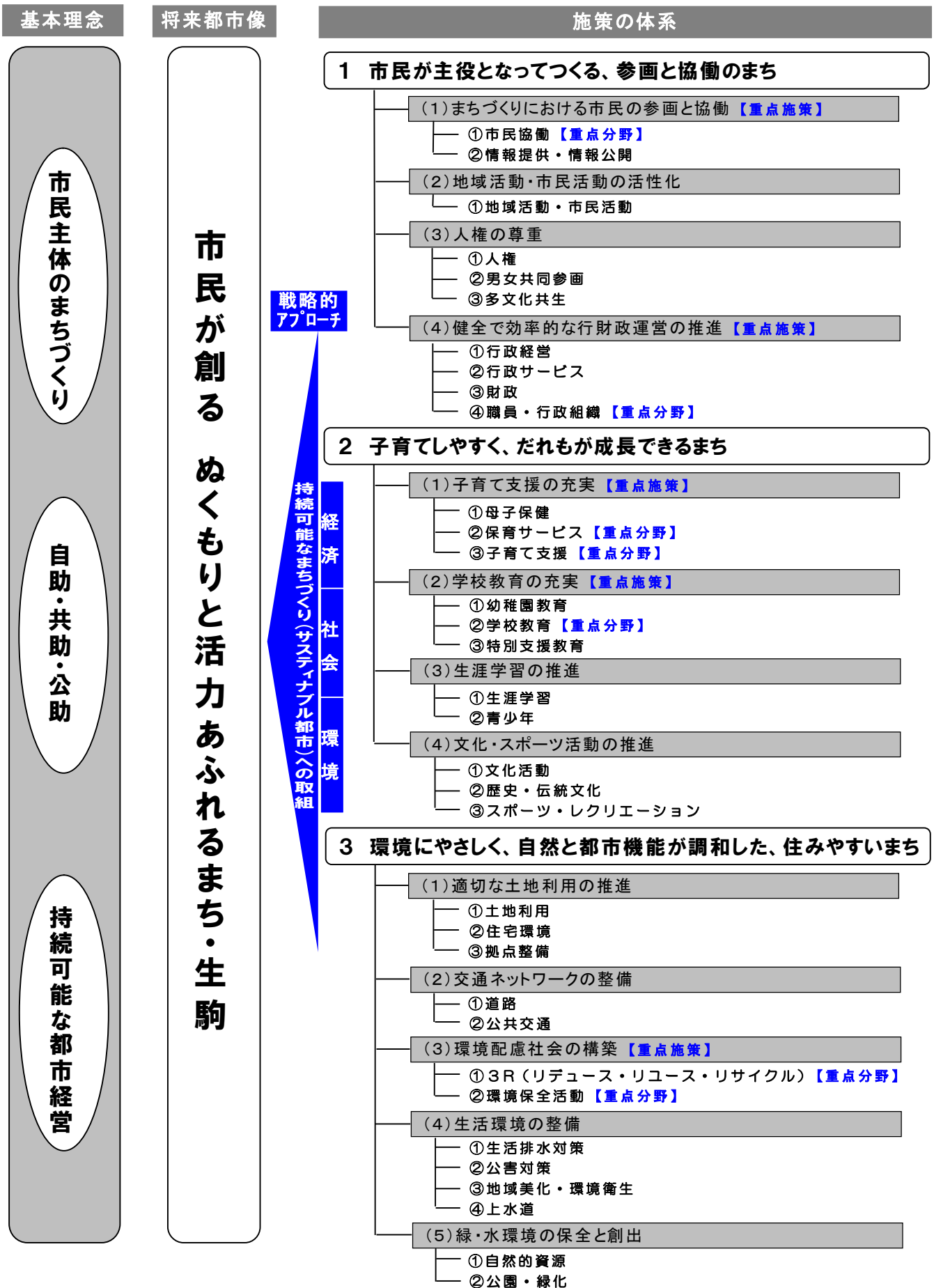
第5次総合計画では、5の『まちづくりの目標』を掲げ、25の『施策の大綱』、51の『基本施策』を位置付けており、基本施策に508の取組を掲げていますが、進行管理を行うにあたっては、基本計画を構成する最も基本的な単位である51の基本施策につい

て検証します。市民の視点から測る「市民実感度評価」と、定量的・客観的な「客観指標評価」の2つを用い、客観、主観の両面から検証します。また、「行政の主な取組状況」と併せ、事前に行政内部で進捗状況を検証し、内部評価を実施します。その上で外部評価委員会（総合計画審議会）において内部評価や検証結果についてヒアリングを行い、今後の取組の方向性や審議からの意見を付した上で、各分野の進捗状況を最終評価します。



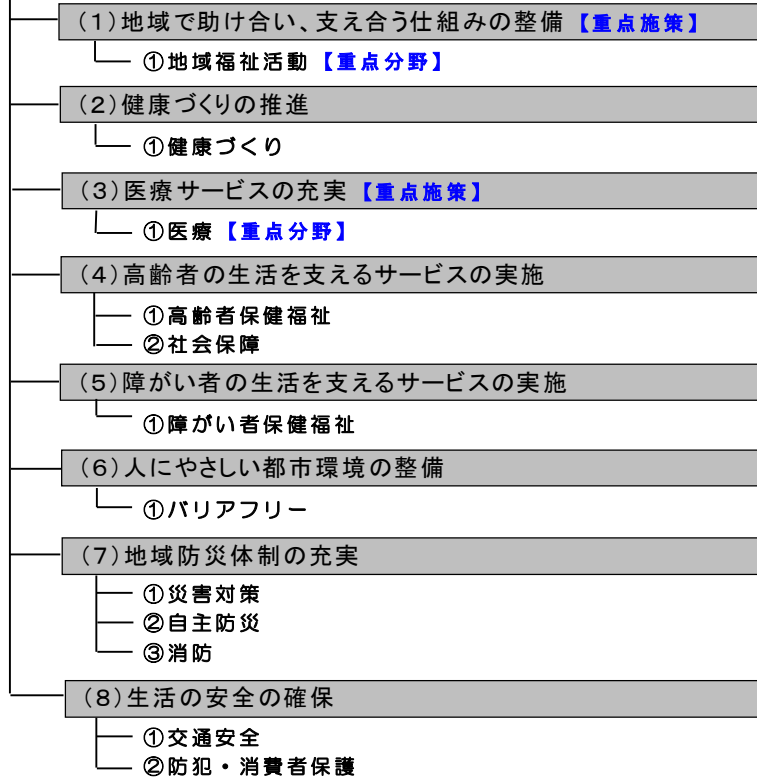
なお、今後も、基本計画の策定にあたっては、基本計画の進行管理（モニタリング）の結果を反映させることとします。

また、社会経済情勢の変化や時代の潮流の変化に伴って、基本計画の進行管理（モニタリング）により、実行中の基本計画そのものを見直すことが必要になった場合に、基本計画の見直し（オルタレーション）ができるよう、次期基本構想では、見直し手続きについてあらかじめ明記しておくこととします。



## 施策の体系

### 4 いつでも安全、いつまでも安心して暮らせるまち



### 5 地域の資源と知恵を活かし、にぎわいと活力のあるまち



## 基本計画の構成

見開き左ページには、後期基本計画を掲載しています。後期基本計画では、分野ごとに4年後に実現を目指す具体的なまちの姿を目標として掲げ、かつ、目標に対する市民や事業者それぞれの役割と行政の取組を示し、どのような状態を目指しているのかが誰にとっても分かりやすいよう、以下の構成としています。

### 重点分野

後期基本計画期間において、重点的に取り組む分野として設定した分野を表しています。

### 行政の4年間の主な取組

後期基本計画の4年間の行政の主な取組を示しています。市長任期に連動させ、4年後のまちを実現するために、行政が自らの役割として主体的に実施する取組を示しています。

### 4年後のまち

市民や事業者、行政が共に4年後に実現を目指す将来の暮らしや、まちの姿、行動などを示しています。

### 市民等の役割分担

「4年後のまち」の実現に向けて、市民・事業者がそれぞれ果たすべき役割を示しています。

市民の役割分担については、市民が1人からでもまちづくりに参加してもらえるように、1人でも取り組めること、市民が2人以上（グループ）で参加できることに区分して示しています。

「市民2人以上でできること」では、地域でのコミュニティ活動（自治会活動等）や、ボランティアグループ、NPO等での活動や取組などについて示しています。

### 4年後のまちとの対応

各項目が、どの4年後のまちに対応したものを明確にするため、それぞれ文頭に4年後のまちの番号を付番しています。

### 用語説明

分かりにくい用語について説明しています。

小分野 2-(1)-②

保育サービス【重点分野】

2 子育てしやすく、だれもが成長できるまち  
(1) 子育て支援の充実

### 基本計画

#### 4年後のまち

- ① 子どもの安全が確保され、子育てと仕事を両立させたい家庭やひとり親家庭が安心して就労できる環境が整えられている。
- ② 保育サービスが充実し、必要ときに必要なサービスが受けられている。

#### 市民等の役割分担

##### 市民1人でできること

- ①1 学童保育\*1の運営に対し、保護者会活動等により積極的に関わる。
- ②1 保育所、学童保育の利用に際して応分の保育料を負担する。

##### 市民2人以上でできること

- ②1 保育所と地域のふれあい事業にボランティアとして参加する。
- ②2 学童保育児童の登下校時の見守りによる安全確保への支援を行う。

##### 事業者でできること

- ①1 関係機関として、子育て支援への取組を図る。
- ①2 子育てと仕事を両立しやすい環境を整備する。
- ②1 保護者のニーズにあった保育を実施する。
- ②2 保育士の資質・能力の向上を図る。

#### 行政の4年間の主な取組

- ①1 保育所と地域のふれあい事業へのボランティア参加の啓発や情報提供など、保育所と地域との積極的な交流を実施します。（こども課）
- ①2 学童保育児童の安全確保や地域行事参加への協力を得るため、地域住民への学童保育制度の周知を図ります。（こども課）
- ①3 保育所に入所している子どもの就学に向けて、幼稚園・学校との積極的な連携を図ります。（こども課）
- ①4 保育士・学童保育指導員の資質の向上を図るための研修を実施します。（こども課）
- ②1 適正な保育サービスが提供されるよう保育事業者に対して指導・支援を行います。（こども課）
- ②2 より円滑な学童保育運営を図るために、保護者・学校との連携を図ります。（こども課）
- ②3 多様化する保育ニーズに対応するとともに、就学前教育の充実を図るために、幼保一体化の検討を進めるための検討を進めます。（こども課）
- ②4 保護者のニーズに合わせた延長保育、一時預かり保育、休日保育、病児・病後児保育を実施するとともに、更なる保育サービスの充実に向けての検討を行います。（こども課）
- ②5 学童保育の適正規模を維持するとともに、安全かつ衛生的で快適な保育環境の確保を図ります。（こども課）
- ②6 増加する保育事業に対応するため、保育所整備を行います。（こども課）

\*1 学童保育：共働き家庭など保護者が昼間家庭にいない小学生（1年生～6年生）に対して、放課後の生活の場を提供する保育（施設）のこと。

## 資料の構成

見開き右ページには、後期基本計画に関する資料を掲載しています。資料では、各分野の現状や課題、今後4年間で行政が取り組む具体的な事業や、4年後のまちの実現度合いを測る指標を示し、基本計画を進行管理するために必要な項目を誰にとっても分かりやすいようグラフ等を用いて示しています。

### 現状と課題

生駒市における現状と問題点、今後取り組んでいかなければならない課題を示しています。

### 4年後のまちとの対応

各項目が、どの4年後のまちに対応したものを明確にするため、それぞれ文頭に4年後のまちの番号を付番しています。

- 2 子育てしやすく、だれもが成長できるまち
- (1) 子育て支援の充実

### 指標

「4年後のまち」の実現に向けて、その達成度合いを測る「ものさし」で、数値化が可能な指標として、その分野で代表的なものを設定しています。目指す値は市民、事業者、行政等が共に取り組むことで達成する値で、平成21年度から平成25年度までの実績値に対して、後期基本計画の目標年次である平成29年度の目指す値を示しています。（「増加」「減少」など、言葉で示している指標も一部あります。）

小分野 2-(1)-②

保育サービス 【重点分野】

### 現状と課題

共働き世帯やひとり親の家庭にとって保育サービスの充実、仕事と子育てを両立させるため、非常に重要であり、保育時間の延長など保護者からのニーズも多様化しています。

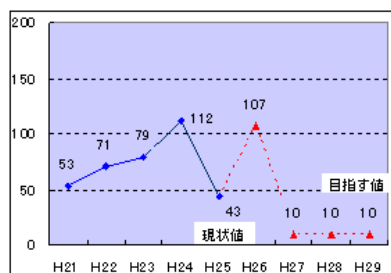
本市では、待機児童の解消対策として平成20年2月以降に8園の私立保育所が新たに開所し、884名の定数が増加しましたが、待機児童問題の解消はできていません。また、一時預かり、延長保育、休日保育や病児・病後児保育の実施など多様なニーズに対応した保育サービスの充実が求められています。

学童保育についても快適な保育環境を確保するため、学童保育施設の整備や指導員の資質の向上を図っていく必要があります。

今後も、仕事と子育てが両立できる環境を整備していくため、保護者のニーズを把握していくとともに、地域や幼稚園・学校との連携を強化し、効率的で効果的な保育サービスを行っていくことが必要です。

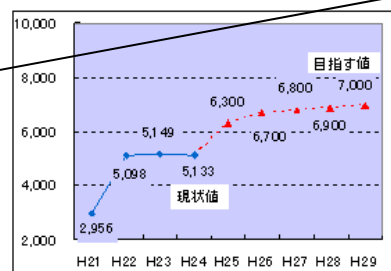
### 指標

① 保育所待機児童数(人)



【この指標について】保育所入所申込者のうち、保育所に入所できなかった児童数(4月1日現在)。子育て家庭を取り巻く環境や就労の動向を考慮しながら、待機児童の減少を目指します。(こども課)

② 一時預かり保育の延べ利用児童数(人)



【この指標について】家庭において一時的に保育が困難になった乳幼児について、保育所等で一時的に預かり、必要な保護を行うことにより、在宅で保育を行っている家庭等を支援する。(こども課)

### 具体的な事業

- ①1 はとぼっぼ公園清掃事業 (こども課)
- ①2 民生児童委員との連携事業 (こども課)
- ①3 就学前教育相談事業 (こども課)
- ①4 放課後児童クラブ職員研修事業 (こども課)
- ②1 私立保育所運営費等補助事業 (こども課)
- ②2 学童保育運営事業 (こども課)
- ②3 (仮称)南こども園整備事業 (こども課)
- (仮称)高山認定こども園整備事業の促進 (こども課)
- ②4 特別保育実施事業 (こども課)
- ②5 学童保育施設整備事業 (こども課)
- ②6 保育所緊急整備事業 (こども課)

### 具体的な事業

行政の4年間の主な取組に掲げる項目に対応する具体的に実施を予定している事業名を示しています。ただし、ここに掲載する事業は、本計画策定時点で想定している予定事業であり、予算措置が整わないこと等により、事業が実施できない場合や事業名や事業内容等が変更となる場合があります。

### 関連する主な分野別計画

その分野に関連して策定・推進している個別の分野別計画を示しています。